

第6 低所得者福祉

1 低所得者・離職者対策事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続支援			市	

結果の概要

- 令和5年度から貸付件数は微増した。なお、令和5年度に貸付決定した方の償還免除率は約95%であった。
- 入学後の学費についての相談を合わせて受けることもあり、必要に応じて母子または父子福祉資金や生活福祉資金等の貸付制度を紹介した。また、高校の学費の給付制度に関する質問も増え、手続きについて説明した。
- 事業の周知を図るため、市内の塾等へのリーフレット配布、ポスター掲示のほか、調布FMへ出演しPRを行った。

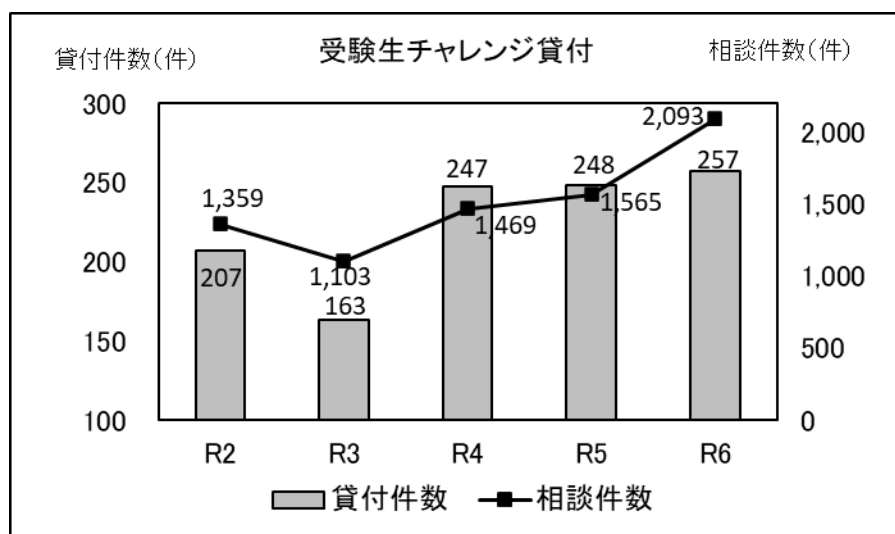
実績等

○相談実人数

令和6年度
249人 (うち令和5年度分償還免除125人)
令和5年度(参考)
297人 (うち令和4年度分償還免除128人)

○相談件数(延べ)

令和6年度
2,093件 (うち令和5年度分償還免除486件)
令和5年度(参考)
1,565件 (うち令和4年度分償還免除334件)



○受付件数

内容		令和6年度	令和5年度（参考）
		件数	件数
貸付件数		257 件	246 件
内 訳	中3・塾	79 件	70 件
	中3・受験	79 件	73 件
	高3・塾	39 件	41 件
	高3・受験	60 件	62 件
償還免除件数		令和6年度に申請	235 件

※令和5年度の貸付件数のうち5件（塾代3件・受験料2件）は資金未使用のため返金、2件（塾代1件・受験料1件）は特例対応による収入再確認時に免除要件に該当せず、4件（塾代2件・受験料2件）は借受人が期日までに必要な手続きをしなかったため、償還免除に至らなかった。
※高3については高卒を含んでいる。

分析・課題

- 申請者のうち、ひとり親世帯（ひとり親世帯への公的支援（児童扶養手当等）を受けている）の割合が約78%（令和5年度約76%）と高水準である。
- 令和6年度より相談実人数は減少している一方、相談述べ件数が増加している要因としては、対応件数をより厳密にカウントしたことが考えられる。ひとり親で平日・日中は就労している利用者が多く、来所申請に至る前に電話・メールで複数回やりとりする傾向にある。
- 当事業を知った理由としては、学校で配布されたリーフレットや知人等からの口コミが多数であった。また、過去に兄弟（姉妹）が利用していた方や、中学3年生の時に利用した子が高校3年生になったことによる相談も多かった。塾からの案内で当事業を知った方もおられた。
- 受験生チャレンジ支援貸付事業の利用者からは、「制度を利用することで塾費用に関する家計の負担が減り、助かった」「今後も続けてほしい」等の感想・意見をいただいた。引き続き必要としている方へ情報が届くよう広報の工夫が必要である。
- 適切な制度・機関につなげられるよう、各種制度について把握するとともに、関係機関との連携を密にしていく必要がある。

2 生活困窮者自立相談支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	生活困窮者自立相談支援事業（調布ライフサポート）			市	

結果の概要

- 平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、調布社協内に相談窓口「調布ライフサポート」を開設し、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行った。
- ハローワークや市生活福祉課等関係機関と連携をとり、幅広く低所得者・離職者の生活や就労に関する相談を受けた。また、他の制度・支援の利用が必要な方には、情報提供、相談への同行支援等を行った。

- 市から就労支援事業を委託されている民間企業（パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）と連携し、就労を希望されている相談者に対し、カウンセリング・職業紹介等、就労に向けた支援を行った。
- 相談者の自立に向けて、必要に応じ受診同行や専門機関等への同行支援も実施した。
- 引き続き物価高騰は困窮世帯の生活に一層影響・負担をもたらしており、ライフライン寸断や住まい喪失といった緊急的な相談にも多く対応した。
- 担当者間で情報・ケース共有会議を定期開催したほか、日々の相談支援においても意識的に確認・共有し合いながら対応し、相談力・協力体制強化に努めた。また、令和5年度に引き続き、就労支援員（パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）と月1回事例検討会等を実施し、連携強化を目指した。
- 精神科医師による月1回の医療相談を実施。相談者のべ18人が利用した。生活上抱える不安等についてアドバイスを受けた他、支援者も対応について助言をいただいた。
- 月1回ファイナンシャルプランナーによる面談を実施。相談者のべ16人が利用し、様々な要因で悪化している家計状況や多重債務等についてアドバイスを受け、状況が改善した世帯も見られた。相談者がいない月には、職員が家計支援を行う中での困りごと等を相談する機会を設けた。
- 離職により経済的に困窮し家賃の支払いが困難な方には、「住居確保給付金」制度の相談に応じ、申請される場合には審査書類等の手続き支援を行った。受給者数は22人となり、令和5年度から微増した。
- 地域福祉コーディネーターや地域支えあい推進員と連携し、地域の中で生活に関する悩み・課題を抱えている方の早期発見に努めた。
- 社協内の他部署との連携により、相談者の自立に向けた支援の幅が広がった。
- 生活困窮者を支援する他団体（東京チャレンジネット、生活サポート基金等）との連携を強化、支援ツールの拡充を図った。またNPO団体「フードバンク調布」と連携し、令和6年度は150件（計233回）の食糧支援を行った。
- 家計改善支援事業は50人（新規13人、継続37人）が利用し、収支状況の整理や見直しを行い、滞納や債務については専門機関の相談に同行する等、相談者のニーズに合わせて支援を行った。また、来所困難な方には、自宅訪問や電話等で状況確認を行った。
- 新型コロナウイルス特例貸付を利用し償還困難となっている借受人に対して、フォローアップ支援を実施。面談によって生活状況を聞きとり、就労支援や家計改善支援の利用へつなぎ自立に向けた支援を行った。一方、聞きとりにより償還困難と判断した場合は、債権者である東京都社会福祉協議会へ償還猶予や償還免除に関する意見書を提出することもあった。
- 情勢把握や知識の習得、スキル向上のため国や都が実施する研修に参加した。
- 社協と市のホームページ・広報誌を活用し、必要とする方へ相談窓口の存在を広く周知するよう努めた。

実績等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談受付件数	3,774件	1,349件	634件	494件	588件
利用申込件数	1,419件	309件	131件	101件	113件
住居確保給付金受給者数	413人	122人	67人	21人	22人
新規就労支援対象者数	175人	194人	76人	119人	86人
就労決定者数	153人	167人	106人	123人	105人
新規家計改善支援対象者数	9人	19人	16人	12人	13人

分析・課題

- 新規相談件数は令和5年度よりも94人ほど増加。対して新規就労支援対象者は減少している。相談時点で世帯の経済状況がひっ迫しているうえ、高齢や障害、疾病等多様で複合的な課題を抱えており、生活保護を案内、同行支援するケースが多数ある。また、生活保護の相談窓口から食糧支援を希望されライフサポートにつながるケースも増えている。
- 生活福祉資金や住居確保給付金のことをSNS等インターネットで調べ相談をされるケースが増えている。必ずしも正しい情報ではなく、誤った解釈をされていることがあるため、問い合わせの際に正しい情報を伝えていくことが必要となっている。
- 生活福祉資金貸付についての問い合わせからライフサポートにつながるケースが多い。今後、特例貸付借受人へのプッシュ型支援も一層本格化していくことから、担当職員間で情報共有しつつ、さらに連携を強化していく必要がある。
- 一度相談につながると支援が長期化し、1回の対応時間も長時間となるケースが多数ある。相談者のニーズも多様化し、引き続き緊急支援と長期支援の両方が必要とされるため、関係機関とより一層連携・協力し対応していきたい。
- 生活上の様々な悩み・困りごとを抱えていた相談者にとっては、それらの課題を整理できる相談窓口として有効に機能した。
- 20代の若い年齢層から、80代までの高齢の相談まで多岐にわたる。メンタルヘルスの課題や認知機能の低下などがあって生活に支障をもたらしているケースが多く、関係機関等へ同行、連絡調整する機会も増加傾向にある。
- 住居確保給付金の受給者数は令和5年度とほぼ同等数となった。問い合わせは増加傾向にあるが、就労が可能な体調でないこと等から対象外であることも多い。
- 家賃の未払いから、居住している住宅からの退去を求められ、相談につながるケースは令和5年度に引き続き多い。住宅課をはじめ関係機関との早急な連携対応が必要となっている。
- これまで月1回実施してきたファイナンシャルプランナーとの面談は、ニーズの高さを反映し、令和7年度より最大月2回（1回につき2組）実施する。さらに、法改正を受けて生活保護受給者の利用も受け入れることになっており、担当ケースワーカーとの調整等事務手続きが増加すると思われる。
- 年齢問わず、多重債務・裁判などの法律に関わるような相談も多くみられるため、法テラス等の専門機関を活用しながら研修等にも積極的に参加し、情報収集やスキルアップをしていく必要がある。
- 新型コロナウイルス特例貸付フォローアップ支援については、借受人世帯への積極的なアプローチを継続するとともに、その方法はさらに工夫を重ね実施していく必要がある。
- 令和7年度は住居確保給付金制度の拡充により新たに「転居費用補助」がスタートする。的確に情報提供、手続き支援できるよう、制度理解を深め、所管課と密にコミュニケーションを図りながら適切に対応していきたい。
- 令和7年度は就労支援の委託事業所が変更されることから、既存の相談者に混乱・不安が生じないようスムーズな引継ぎと丁寧なサポートが求められる。

第7 資金の貸付

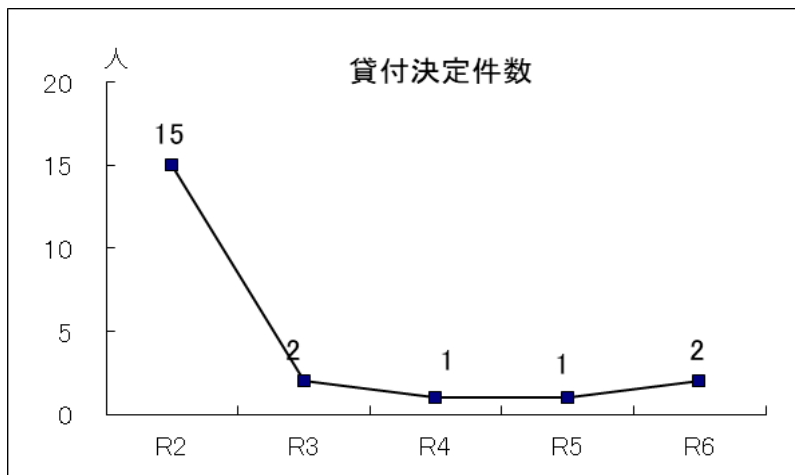
1 緊急援護資金の貸付

番号	事業名	財源			
		自主 会	補助	委託	事業 ○
(1)	緊急援護資金の貸付				○

結果の概要

- 令和6年度貸付件数は2件、償還件数は2件であった。
- 償還はいずれも、別事業で関わりのある相談者で、日々の支援で状況を把握していたことで、速やかな償還につながった。
- 必要に応じて、生活困窮者自立相談支援事業の相談につなぎ、家計改善支援や食糧支援を案内した。

実績等



○貸付件数

令和5年度（参考）		令和6年度	
件数	金額	件数	金額
1件	10,000円	2件	16,000円

○償還件数

令和5年度（参考）		令和6年度	
件数	金額	件数	金額
1件	10,000円	2件	20,000円

分析・課題

- 新型コロナウイルスが落ち着いた以降は、貸付件数は少ないまま横ばいの状態が続いている。
- 長期にわたり償還されないケースは、短期間で転居を繰り返しているという特徴があり、電話・郵便以外のアプローチが難しい。
- 社会状況の変化に伴い、資金ニーズの高まりや相談内容の複雑化も予想されるため、丁寧な聞き取りを行ったうえで、本事業で対応すべき緊急性について判断していく。

2 あったか支援金支給

番号	事業名	財源			
		自主 会	補助	委託	事業
(1)	あったか支援金				○

結果の概要

○帰宅行路に要する交通費の援助を求める生活困窮者など緊急の援助を必要とする者に対して、交通費、食事代、その他、救済に必要な費用、1,000円を限度に支給する援助を行った。

実績等

○支給実績

件数	金額	備考
2件	2,000円	現住所が調布市の方は0件

分析・課題

○自宅に帰るための交通費等の援助を受ける理由によるケースであった。調布ライフサポートや地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）等と連携して対応した。

3 福祉資金貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	生活福祉資金			東社	

結果の概要

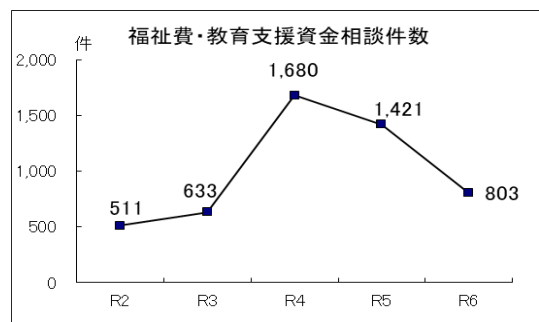
- 福祉資金を必要とする低所得者世帯、高齢者世帯及び障がい者の属する世帯に対し、生活福祉資金を貸付けるとともに、必要な相談支援を行うことにより、生活の安定及び経済的自立を支援した。
- 関係機関と連携をとり、対象にならなかった場合は他制度へつなげた。特に、生活困窮者自立相談支援事業と連携を図り、貸付に至らない相談者や借受世帯の継続相談をすることができた。
- 令和5年度と比較すると、福祉資金・教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活支援の相談件数は減少した。相談から貸付決定に至る資金としては、教育支援資金や初回給与支給までの生活費（緊急小口資金）、生活保護世帯の生活必需品（エアコンや冷蔵庫）購入費（福祉費）が多かった。
- 令和5年1月から特例貸付の償還が開始したことに伴い、主に償還困難な世帯からの相談対応や手続き支援、情報提供等、相談者の状況に合わせた支援を行ってきた。令和6年度からは、国が定める特例貸付フォローアップ支援事業が本格始動し、従来の支援（基本事業）に加え、任意事業として地区社協独自のフォローアップ支援を開始。調布社協は、償還困難世帯へ就労支援事業所が実施する合同企業説明会やファイナンシャルプランナーによるセミナーの案内を郵送する他、電話による生活状況の聞き取りと償還猶予や償還免除の再周知等のプッシュ型の支援を行った。
- 特例貸付の償還猶予の要件に該当する借受人に対し、東京都社会福祉協議会へ「区市町村社協意見書」を提出することにより償還猶予の手続き支援を行った。継続的な見守り支援を実施し、償還免除の要件に該当する借受人には償還免除の手続きを実施した。また、生活困窮者自立相談支援事業との連携により就労支援や家計改善支援の利用につながるケースもあった。
- 北多摩南部ブロック生活福祉資金担当者会議を幹事社協として開催した。各地区担当者と業務に関する情報共有・意見交換を行った。

実績等

＜福祉資金・教育支援資金＞

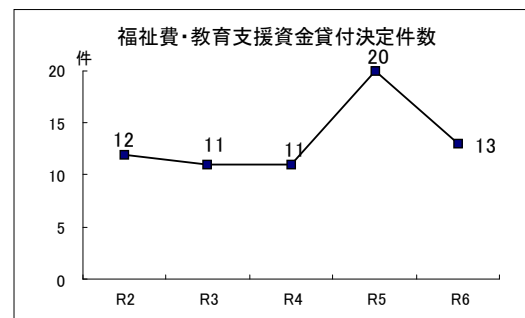
○相談件数（延べ）

令和5年度	令和6年度
1,421 件	803 件



○決定件数

貸付資金種	令和5年度	令和6年度
教育支援資金	12 件	7 件
福祉費	8 件	6 件
技能習得費	0 件	0 件
その他	0 件	0 件
合 計	20 件	13 件



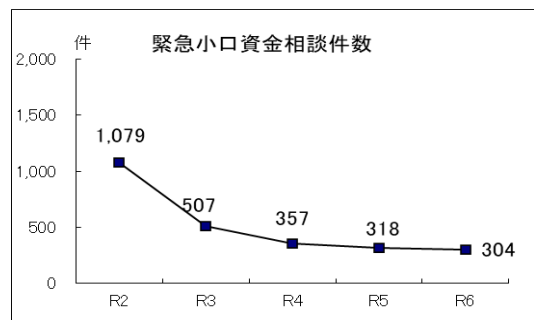
○償還完了件数

令和5年度	令和6年度
12 件	19 件

＜緊急小口資金＞

○相談件数（延べ）

令和5年度	令和6年度
318 件	304 件

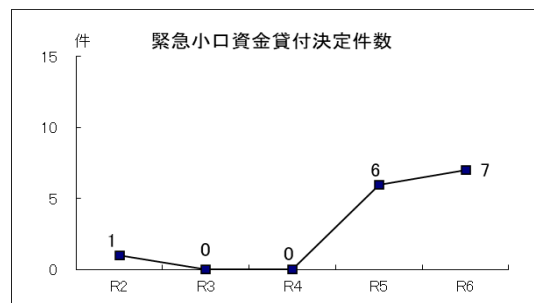


○決定件数

令和5年度	令和6年度
6 件	7 件

○償還完了件数

令和5年度	令和6年度
1 件	6 件



<総合支援資金>

○相談件数（延べ）

令和5年度	令和6年度
134件	59件

※離職者支援資金の償還相談を含む

○決定件数

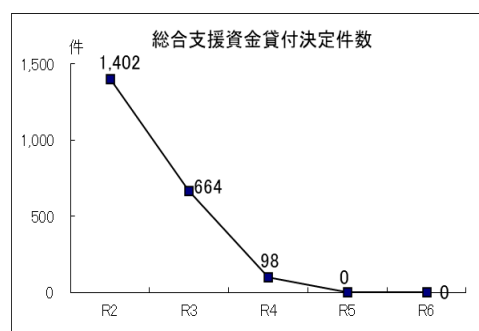
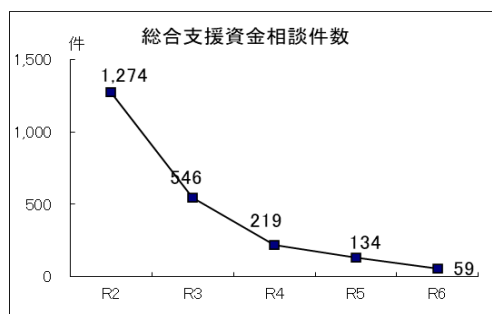
令和5年度	令和6年度
0件	0件

※令和4年度までの数字には特例貸付を含む

○償還完了件数

令和5年度	令和6年度
2件	1件

※離職者支援資金償還完了者を含む



<不動産担保型生活資金>

○相談件数（延べ）

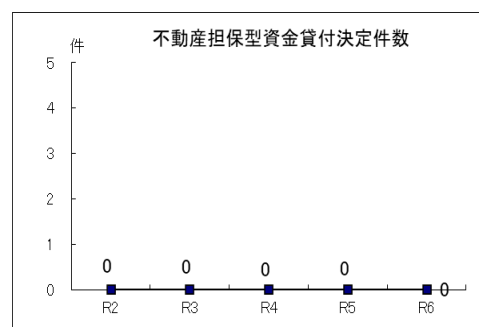
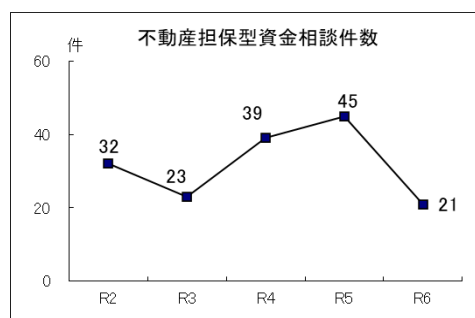
令和5年度	令和6年度
45件	21件

○決定件数

令和5年度	令和6年度
0件	0件

○償還完了件数

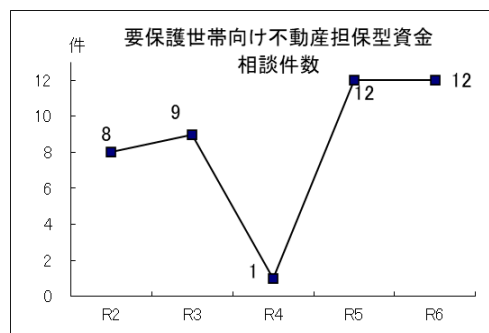
令和5年度	令和6年度
1件	0件



<要保護世帯向け不動産担保型生活資金>

○相談件数（延べ）

令和5年度	令和6年度
12件	12件

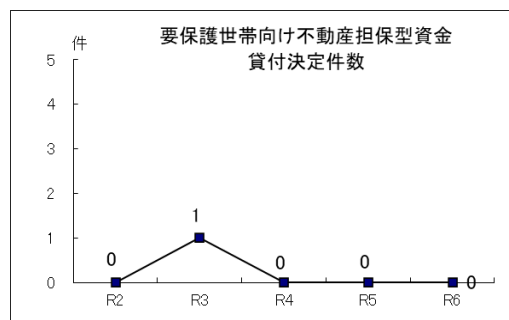


○決定件数

令和5年度	令和6年度
0件	0件

○償還完了件数

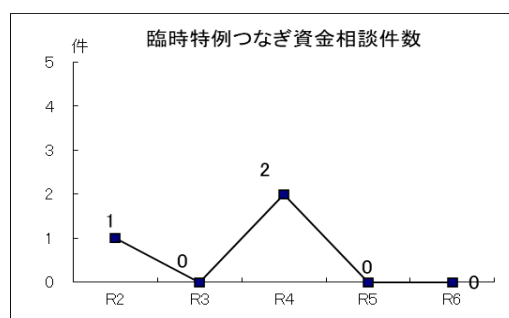
令和5年度	令和6年度
0件	0件



<臨時特例つなぎ資金>

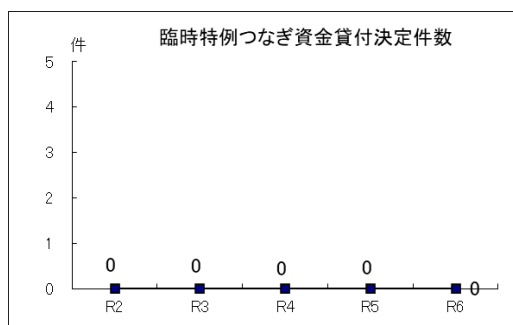
○相談件数（延べ）

令和5年度	令和6年度
0件	0件



○決定件数

令和5年度	令和6年度
0件	0件



分析・課題

- 生活福祉資金は、世帯の生活の安定・経済的な自立のために、資金の貸付だけでなく、世帯の課題に応じた相談支援を行うことも目的の一つである。そのため世帯状況に応じた支援を強化していきたい。特に特例貸付の借受人については当初貸付時に平時のような詳細な聞き取り、相談対応ができていないため、償還が開始された今こそ一層丁寧なフォローが必要となる。
- 相談者は、税金、国民健康保険料、クレジットカード、消費者金融、緊急援護資金（調布市）等、何らかの負債や滞納を抱えていることが多い。
- 物価高騰等の社会情勢やメンタル不調による離職により、生活費の貸付相談に来られる方がいるが、慢性的に家計が回っておらず貸付することが世帯の自立支援にならないため貸付に繋がらないことが多い。関連制度や関係機関の紹介、生活困窮者自立相談支援事業等と連携し支援を行っているが、傾聴する他ないケースも多く、対応に要する時間も長期化傾向にある。
- 長期滞納世帯へのアプローチについて、各世帯に寄り添いつつ、償還率を高められるような有効な策を積極的に講じていく必要がある。
- 特例貸付フォローアップ支援事業については、償還猶予中の借受人への支援に加え、償還困難者への積極的な働きかけ等を講じることが求められるが、償還困難な借受人の中には連絡がつかない方、資金援助以外の支援は求めない方も多いため、アプローチ方法を工夫し、真に支援の必要な世帯とつながり生活再建・自立を図っていくことが必要である。

○困窮の長期化により極限状態の方、メンタル不調を抱えている方等、困難ケースが増加している。対応する職員の相談援助力向上が必要であり、研修機会を積極的に設けるとともに、職員の適性見極め及び、適正な人員配置等を真剣に検討する必要がある。

4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付			東社	

結果の概要

- 相談・事務が滞りなく進められるよう関連制度を含め事業説明を丁寧に行った。
- 年間を通して、相談および申請は上半期に3件のみ。いずれも住宅支援資金であり、そのうち申請へ進んだのは1件のみであった。

実績等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規相談	7件	5件	3件
申請	5件	6件	1件
貸付決定	5件	6件	1件

分析・課題

- 高等職業訓練促進給付金を利用している方や「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方が対象の貸付となるため、相互の事業理解が必要であり、調布市子ども家庭課との情報共有・連携が必要である。
- 入学準備金・就職準備金は例年、年度末・年度初めに相談が増加する傾向があるが、住宅支援資金創設以降は相談件数が減少、令和5年度と同様に令和6年度も相談・申請ともに住宅支援資金のみであった。昨今のひとり親家庭への支援制度が充実してきたことも一因かと思われるが、引き続き制度の周知を行っていく。

第8 権利擁護

1 地域福祉権利擁護事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	地域福祉権利擁護事業			東社	○

結果の概要

- 新規契約者17人、解約者15人、年度末時点の契約者は86人。
- 生活支援員は年度末時点で25人。知識やスキルの向上を目的に、生活支援員研修・業務連絡会を2回実施した。第1回は、新任生活支援員の紹介や現任生活支援員との座談会を行い、日頃の支援に関する情報交換や支援員同士の親睦を図った。第2回は、調布市消費生活センターの相談員を講師に

招き、消費者被害について研修を実施した。

○新任生活支援員募集の説明会を実施し、30人が参加。新たに7人を新規採用した。

○月1回の係会議では、各専門員の担当ケースの共有や対応について検討し、適切な支援についての確認や支援の質の向上に努めた。

○ホームページや広報誌（社協のしおり、ふくしの窓、くらしの案内等）、ちょうふFMを利用して、広報を行った。

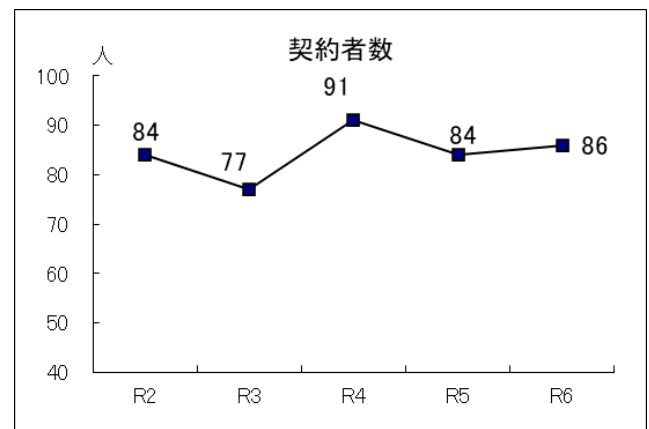
○9月に民協4地区、1月に民協生活福祉部会にて事業説明を行った。

○地域包括支援センター主催の地域ケア会議、地域支え合い推進員主催の普及啓発講座に講師として参加。地域住民や関係機関へ事業説明を行い、普及啓発に取り組んだ。

○権利擁護連絡会や地域包括支援センター連絡会に定期的に参加し関係機関との情報共有等を行った。

実績等

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
問合せ 件数（件）	17	17	18	8	56
新規相談件 数（件）	84	60	97	48	22
新規契約者 数（人）	15	12	28	14	17
解約者数 （人）	24	19	14	21	15



		認知症 高齢者	知的 障がい者	精神 障がい者	不明 その他	合計
相 談 援 助 件 数 累 計	問合せ件数（件）	25	6	13	12	56
	初回相談件数（件）	15	4	2	1	22
	相談援助件数（件）	1,133	414	1,664	190	3,401
	合 計（件）	1,173	424	1,679	203	3,479
支援件数（件）		410	717	159	61	1347
新規契約締結者数（人）		8	2	3	4	17
解約者数（人）		11	0	4	0	15
年度末契約者数（人）		30	11	37	8	86
年度末契約準備者数（人）		1	0	0	0	1

分析・課題

○新規契約者数は17人、解約者数は15人。成年後見制度への移行による解約が多くみられた。令和5年度に比べて問い合わせや契約者数は増えている。

○サービスが必要と思われる方に正しい情報が届くよう、行政を含めた関係機関等に対し、継続して本事業の理解が深まるような説明・周知を図っていく必要がある。

○引き続き、専門員・生活支援員のスキルアップや生活支援員同士の交流、知識習得を目的に研修を企画・実施していく。

○調布市独自の成年後見制度利用促進基本計画が策定されており、今後も本事業と他機関との効果的な連携や、協働が一層重視される。利用者主体の意思決定支援が行えるよう、適切なモニタリングと支援計画の見直しを行いながら、生活状況に合った支援の実施と、関連諸制度や社会資源の把握に努め、適切な役割遂行に努めたい。

解約状況	
解約理由	人数
成年後見人等移行	6人
死 亡	4人
施設・病院等入所	4人
他地区へ転居	1人
本人自立	0人
その他	0人
合 計	15人

2 福祉サービス利用援助事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	福祉サービス利用援助事業		市		○

結果の概要

○判断能力は充分にあるが、高齢であることや障がいがあることを理由に、手続き等が難しい方に対し、地域福祉権利擁護事業に準じた支援を行った。新規契約は、1件。解約は、1件であった。

○計画に沿った定期支援を行うことで、生活の安定を図ることができた。

実績等

		65歳以上の高齢者	身体障がい者等	合計
相談援助 件数 累計	問合せ件数 (件)	1	1	2
	初回相談件数 (件)	0	1	1
	相談援助件数 (件)	48	47	95
	合 計 (件)	49	49	98
支援件数 (件)		28	7	35
新規契約締結者数 (人)		1	0	1
解約者数 (人)		0	1	1
年度末契約者数 (人)		4	2	6
契約準備者数 (人)		0	0	0

分析・課題

○令和5年度と比較し初回相談件数は減少したが、相談援助件数は増加しており、契約者のニーズに対するきめ細やかな支援を行った結果と考える。

○支援が必要となる対象者が、円滑に本事業の利用につながるよう、引き続き関係機関や市民に対する周知を行っていく必要がある。

3 あんしん未来支援事業

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	あんしん未来支援事業		市		○

結果の概要

- 新規契約者1人、解約者は1人で契約者は8人となった。
- 月1回の電話または訪問により、本人の生活状況や健康状態の変化について把握・確認した。緊急時には遺言執行人やケアマネジャー等と連携して対応を行った。
- 1月に「あんしん未来講演会」として、公証役場の公証人による相続・遺言をテーマにした講演会を開催し、47人が参加された。
- 8月に昭島市社協「身寄り問題を考える会」、9月に民協4地区、1月に民協生活福祉部会にて事業説明を行った。
- 年6回、奇数月に開催している「あんしん未来審査会」では、契約準備者の承認審査や状況報告を行い、審査会委員からの助言を受けながら適切な事業運営ができた。また、契約者の定期報告も半年に1回実施し、状況の変化等について情報共有した。
- 審査会の委員等から助言を受けながらリーフレットの改訂を行った。
- ホームページやYoutube、ふくしの窓、ちょうふFM等の広報媒体を利用して、広報を行った。

実績等

○相談援助件数

申込受付前対応		申込受付後対応（契約者を含む）				
問合せ	初回相談	電話	訪問	来所	その他	合計
59	1	218	21	6	9	254

○支援件数

83件（月1回の見守り訪問・電話を含む）

分析・課題

- 外部機関が主催する研修会での事業説明に加えて、地域関係者からの問合せや依頼が増加した。
- 資産要件や死後事務委任契約等、利用者の状況変化にも対応できるよう、課題を整理し、審査会委員からも意見や助言をいただきながら、適宜、事業内容の見直しも検討していく。
- 円滑な事業運営が行えるよう、医療機関や入所施設等への丁寧な事業説明や関係構築が今後も重要であるとする。

第9 調布市総合福祉センターの管理運営

1 調布市総合福祉センターの管理運営

番号	事業名	財源			
		自主	補助	委託	事業
(1)	調布市総合福祉センターの管理運営			市	

結果の概要

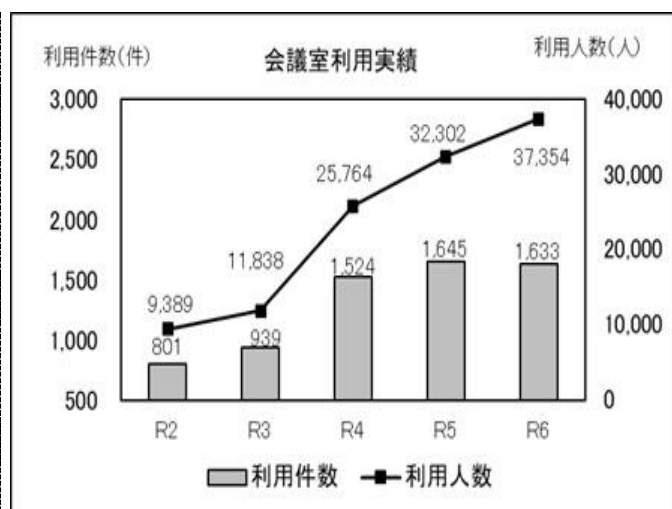
○調布市から総合福祉センターの管理運営委託を受け、障がい者や高齢者に福祉サービスを提供するとともに、当事者活動やボランティア活動等を行うための拠点として利用された。

○新型コロナウイルス感染対策は全て解除し、従来どおりの運用となったことで貸出室利用が活発になっている。

実績等

○会議室利用実績

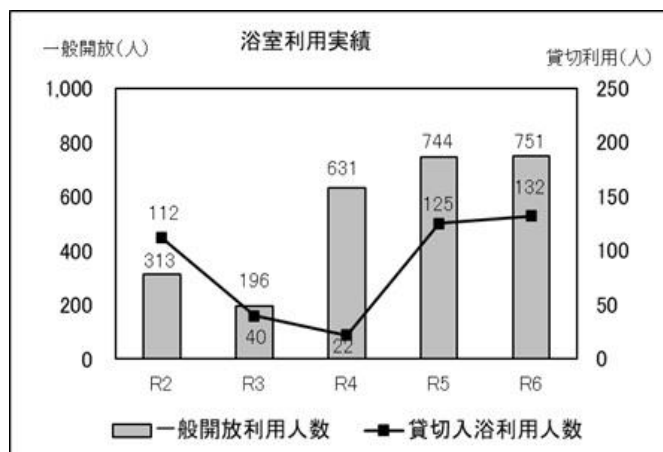
		件数 (件)	利用人数 (人)
減 免 団 体	障がい者団体	121	1,443
	高齢者団体	538	8,466
	ボランティア団体	240	4,155
	福祉団体	643	21,384
	市・官公署（福祉関係）	78	1,594
小 計		1,620	37,042
一 般 団 体	サークル等	7	79
	個人・法人	6	233
	市・官公署（福祉関係以外）	0	0
	小 計	13	312
合 計		1,633	37,354



利用料収納実績（円）	65,500
------------	--------

○浴室利用実績

区分		実施日数 ・回数	利用者数
一 般 開 放	男性	50 日	226 人
	女性	51 日	525 人
	合計	101 日	751 人
貸 出	一般貸出	52 回	109 人
	施設貸出	11 回	23 人
	合計	63 回	132 人
年間合計			883 人

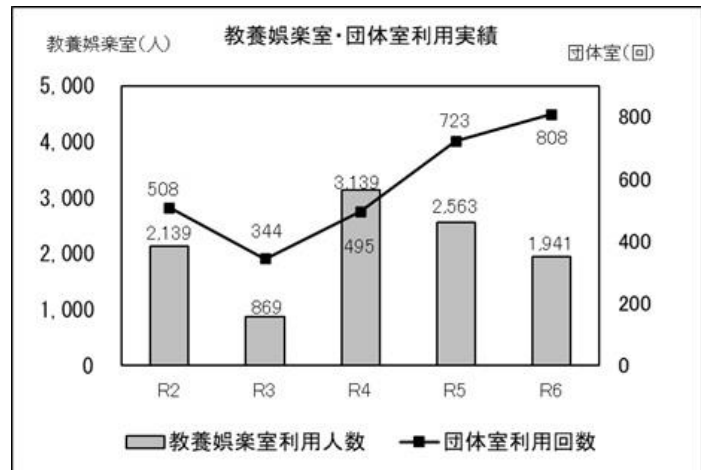


○教養娯楽室の使用実績

延べ利用日数	延べ利用者数
289 日	1941 人

○団体室の使用実績

延べ利用回数
808 回



分析・課題

- 貸出室利用人数は年々増加しており、令和6年度はコロナ禍前の実績を上回った。
- 浴室利用人数は令和5年度からほぼ横ばい状態である。一時の利用人数増加傾向は一段落したと考える。
- 教養娯楽室利用人数は利用者がほぼ全員男性で、しかも高齢化が進んでいることから減少傾向にあると思われる。
- 総合福祉センター運営に当たって、新型コロナウイルス対策は全て解除した。